

[事案 18-9] 契約転換無効確認請求

- ・平成18年11月28日 裁定申立受理
- ・平成19年10月9日 和解成立

< 事案の概要 >

契約転換を取り消して転換前の契約を復旧し、転換後契約について支払った保険料を返還するとともに、転換前契約を転換時点に遡って解約することを求め裁定申立てのあったもの。

< 申立人の主張 >

平成7年から母が加入していた保険(契約者=母、被保険者=申立人)について、自分(申立人)が結婚したため同15年2月、改姓手続きとともに契約者を自分名義に変更しようとしたところ、通院保障が付いていないと言われ通院特約を付けることにした。しかし依頼もしていないのに、母の知らないうちに契約が転換され新しい契約に加入させられた。

その際、営業担当者は被保険者である自分と面談することなく、被保険者に同意を得ないまま営業担当者が代筆した加入申込書にて手続きを行った。(なお、名義変更の手続きは、転換後契約の変更手続きと認識させないまま、翌月3月に改姓と併せて手続きがとられた)

さらに1年後の同16年4月においても、営業担当者は、母に対し転換後契約の見直しであることを認識させずに保障内容の見直しについて了承させ、契約者・被保険者である自分に対し、母の了解を得ているとのことで自分に面談することもなく、郵送にて手続きを行った。

このように、現契約(転換後契約)については、営業担当者が被保険者の署名を代筆して転換させ、転換の事実を認識させないで保障の見直し等をさせたものなので、15年2月の契約転換を取り消し、転換以降分の保険料を返還するとともに、その時点に遡っての解約処理をしてもらいたい。

< 保険会社の主張 >

営業担当者に募集時の取扱状況等について事実確認をした結果は以下のとおりであり、転換後契約は当初、被保険者である申立人の同意を得ていなかったものの、契約後に追認をいただいたものと判断でき、その後の保障の見直しも含め、現在継続している契約は、申立人の加入意思のもとに有効に成立した契約と判断されるので、申立人からの転換契約取消しの申し出には応じられない。

- (1) 平成15年2月の契約転換については、営業担当者が転換について名義変更前の当時の契約者(申立人の母)に説明を行い、申立人の母が転換の申込書に署名・押印しており、当時の契約者自身の意思にもとづき申込みがされていることは明らかである。知らないうちに転換され、勝手に代筆されたと主張するが、申立人の母が署名押印しており、被保険者記入欄の代筆についても申立人の母の了知のもとで行われており、そのような事実はない。
- (2) 転換時の取扱いにおいて、被保険者(申立人)の記入すべき箇所について加入同意がないまま営業担当者が代筆しているが、翌月の契約者変更手続き時に転換後契約についての名義変更であることを申立人に伝えていること、16年4月の保障の見直し

し時には郵送による取扱いではあるが、申立人自身が申込書を記入していることから、転換後契約について申立人に了解をいただいたものと判断できる。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立書、答弁書等の書面および申立人と営業担当者からの事情聴取を行い審理した結果、転換契約（平成 15 年 3 月 1 日付成立）を取り消し（同 16 年 5 月 1 日付で成立した保障見直し契約も同様）、転換前の契約を復旧したうえで、転換前契約を平成 18 年 12 月 1 日（本件申立てが同 18 年 11 月であるため）に解約するものとして取り扱う和解案を作成、申立人、相手方会社双方に提案したところ了承されたので、「和解契約書」の締結をもって円満に解決した。